

## 市川市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）で市川市消防団に積極的に協力しているもの（以下「市川市消防団協力事業所」という。）に対して、市川市消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、地域防災力の充実強化の一層の推進を図ることを目的とする。

### (認定の推薦等)

第2条 市川市消防団協力事業所であることの認定（以下「認定」という。）及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市川市消防団協力事業所認定・表示証交付申請書（様式第1号）に消防局長が必要と認める書類を添えて消防局長に提出するものとする。

2 消防団長、自治会長その他のものは、認定を受けるにふさわしい事業所等として当該事業所等を消防局長に推薦することができる。

### (認定基準)

第3条 消防局長は、前条第1項の申請書を提出した事業所等が消防法（昭和23年法律第186号）及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に違反していないものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をするものとする。

- (1) その従業員が市川市消防団に2人以上所属し、かつ、市川市消防団の活動に積極的に配慮していること。
- (2) 平時又は災害時における市川市消防団の活動のため、資機材若しくは訓練場所を提供し、又は施設用地を避難場所として提供することとしていること。
- (3) その他市川市消防団の活動に協力し、地域防災力の充実強化に寄与していると認められること。

### (表示証の交付)

第4条 消防局長は、認定をしたときは、当該認定をした事業所等（以下「認

定事業所」という。)に対して、市川市消防団協力事業所認定通知書(様式第2号)により通知するとともに、表示証(様式第3号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第5条 認定事業所は、次条に規定する認定の有効期間において、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる方法により表示するものとする。

(1) 認定事業所内の見えやすい場所に掲示する方法

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他の広告に表示する方法

(3) 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により出力装置の映像面に表示する方法

3 表示証の寸法は、様式第3号に定める寸法のほか、当該寸法を同率に拡大し、又は縮小したものとする。

(認定の有効期間)

第6条 第3条の認定の有効期間は、当該認定の日から2年間とする。ただし、当該認定の後に、認定事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成19年1月1日施行)第4条の規定により総務省消防庁協力事業所の認定を受けた場合は、当該有効期間は、総務省消防庁表示証の表示有効期間の末日まで延長されたものとみなす。

(認定の更新)

第7条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、認定事業所が認定を更新する場合について準用する。この場合において、同項中「及び表示証の交付」とあるのは「の更新」と、第4条中「とともに、表示証(様式第3号)を交付するものとする」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第8条 消防局長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

- (2) 第3条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) その他認定を受けることが適当でないと認められるとき。

2 消防局長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消した事業所等に対して、市川市消防団協力事業所認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（表示証の返還）

第9条 認定事業所は、表示証の有効期間が満了したとき（第7条の規定により認定の更新がされた場合を除く。）又は前条第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに、表示証を消防局長に返還しなければならない。

（認定事業所の公表）

第10条 消防局長は、認定事業所の名称、市川市消防団への協力内容その他の事項について、市のインターネットのホームページへの掲載、広報紙等により公表するものとする。

（認定事業所の表彰の推薦）

第11条 消防局長は、認定事業所を市川市表彰規程（平成22年訓令第7号）第7条の規定に基づき市長に表彰の推薦をすることができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第12条 消防局長は、市川市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第5号）を備え付け、表示証を交付した認定事業所について名称、所在地、表示証の有効期間その他必要な事項を記録するものとする。

（事務）

第13条 この要綱に定める事務は、消防局警防課において処理する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。